

規 則

埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則八一六

埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則（平成十九年埼玉県人事委員会規則八

―三）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。